



2016年度の年金額改定

## 2015年度から据え置き

～物価・賃金によるスライドは行われず～

厚生労働省は1月29日に2016年度の年金額を発表しました。今年4月からの年金支給額は昨年度から据え置きとなり、国民年金は**満額で月額65,008円**（±0）。また、2016年度の国民年金の**保険料は月額16,260円**（+670円）になります。

ただし、昨年10月に施行された「被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」により、年金額（年額）の端数処理が100円未満四捨五入から1円未満四捨五入に変更されたため、基礎年金が満額ではない方や厚生年金の年金額には、基本的に各年金単位で年額50円以下（月額4円以下）の増減が生じます。

年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。年金額の改定のルールは、法律上規定されており、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額（既裁定

年金）は購買力を維持する観点から物価変動率によって改定することとなっています。また、給付と負担の長期的な均衡を保つ等の観点から、賃金水準の変動がマイナスで、物価水準の変動がプラスとなる場合には、現役世代の保険料負担能力が低くなっていることに着目し、ともにスライドなしとすることが規定されています。

総務省が1月29日に発表した「平成27年度の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」の対前年比変動率は0.8%。2016年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（▲0.2%）がマイナスで、物価変動率（0.8%）がプラスとなることから、新規裁定年金も既裁定年金ともにスライドなしとされました。したがって、マクロ経済スライドによる調整も適用されません。

（マクロ経済スライドについては下記参照）

### 【2016年度の年金額の例（月額）】

国民年金（老齢基礎年金満額・1人分）	65,008円（±0円）
厚生年金※ <sup>1</sup> 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額	221,504円（-3円）※ <sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬42.8万円（賞与含む月額換算））で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

※<sup>2</sup> 上記表の厚生年金（報酬比例部分）の場合の端数処理

2015年度の厚生年金（報酬比例部分）額は100円未満四捨五入のため、1,097,866円（年額）⇒1,097,900円（年額）でした。2016年度は1円未満四捨五入のため、1,097,866円（年額）となり、月額では3円変わります。

### 【マクロ経済スライド】

賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み。現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分賃金や物価の変動により算出される改定率から控除するものです。

<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html>